

2. 過誤に関すること

Q すでに請求が通っているが、請求誤りがあったため請求明細書を取り下げたい。取下げ方法を教えてほしい。

A 「介護給付費過誤申立書」または「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書」を滋賀県国保連合会に郵送にて提出してください。(締切日：毎月 15 日)
15 日までに到着した過誤申立書は、その月内に処理しますので、送付される過誤決定通知書で取下げができていないかの確認をお願いします。その後、再請求してください。

注意：滋賀県内の保険者のみの受付となりますので、他都道府県保険者については各保険者にお問い合わせください。

Q 「保留」となっているものを取下げたい。

A 「保留」中は取下げ処理を行うことができません。翌月の審査が確定した上で、請求が通っているのか、返戻となったのかを確認いただき以下のとおり対応してください。

- ・請求が通った場合→過誤申立書を提出してください。
- ・返戻となった場合→過誤申請は不要ですので、翌月以降に再請求してください。

Q 1 月請求分（1 月 10 日必着）に 12 月サービス提供分を請求したが、誤りが見つかったので取下げしたい。

A 「当月却下」の処理を行いますので「介護給付費過誤申立書」または「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書」を滋賀県国保連合会に郵送にて提出してください。(締切日：毎月 15 日)
ただし、11 月サービス提供分を月遅れで 1 月請求分に提出された場合は、「当月却下」の処理を行うことができません。

注意：「当月却下」は過誤決定通知書には記載されず、「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」に『審査委員会の判定により却下』と表記されます。

Q 過誤申立を行っていないのに、過誤決定通知書が届いたがなぜか。

A 過誤申立とは、本来、保険者もしくは公費負担者が請求内容に疑義がある場合に取下げを行うものでありますが、滋賀県国保連合会では事業所からの請求誤り等による取下げ依頼も（事業所・保険者双方の事務負担軽減のため）取り扱っています。

したがって、事業所で過誤申立を行っていないのであれば、保険者もしくは公費負担者から過誤申立があったということになります。